

# 自動車リサイクル法に基づく フロン類回収業に関する手引き

令和8年4月

高槻市

## 1 はじめに

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」といいます。）に基づき、使用済自動車に搭載されているカーエアコンからフロン類の回収を行う事業者は、業務を行う事業所の所在地を管轄する都道府県知事等（高槻市においては高槻市長）の登録を受けなければなりません。

## 2 登録の申請しようとする人は次の事項を確認してください。

- (1) 「自動車リサイクル法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を遵守すること。
- (2) 自動車リサイクル法で定める「欠格要件」に該当しないこと（自動車リサイクル法56条第1項に規定。）。
- (3) 申請に係る事業所ごとにフロン類回収設備が使用できること。
- (4) フロン類回収設備の種類が、回収しようとするフロン類の種類に対応すること。

## 3 新規・更新登録申請方法について

「登録申請書」に必要な書類（別添1の「フロン類回収業者登録申請書に添付する書類」参照）を添付の上、正本・副本各1部ずつ以下の窓口へご持参ください。受付時に申請手数料を納付いただきます。

高槻市 市民共創部 資源循環推進課

〒569-0021 大阪府高槻市前島3丁目8番1号（エネルギーセンター内）

TEL: 072-669-3695 FAX: 072-669-1961

【受付時間】 平日 8:45 ～ 12:00 （前日までに事前予約をお願いします。）

### 《更新について》

登録業者は、登録を受けてから5年以内にその更新を受ける必要があります。登録の有効期間内に更新を受けない場合、その効力を失うこととなります。なお、更新の登録申請は、現に有効な登録が満了する日の約1か月前から受付します。

なお、更新の申請書の様式、必要な添付書類、提出部数については、新規の登録申請と同様です。

## 4 申請手数料

新規登録・・・ 6,000 円

更新登録・・・ 4,000 円

登録に係る申請手数料は、申請書に不備がないことを担当窓口で確認した後、受領します（現金での納付となります。）。

なお、一度納付された手数料は、申請を取り下げる場合や、審査の結果登録拒否となった場合についても返還できませんので、あらかじめご了承ください。

（高槻市廃棄物の減量及び適正処理等の推進に関する条例 第30条第2項、第3項）

## 5 登録通知書の交付

審査の結果、登録申請内容が登録の要件に適合しているときは、登録通知書を交付します。郵送等による交付を希望される場合は、切手を貼った封筒を用意していただければ、審査完了後、郵便にて交付します。申請の際にその旨をお伝えください。

## 6 新規登録される方へ

登録を受けた後、電子マニフェスト制度による移動報告等の実施のために、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が別途必要となります（更新登録の際は不要です）。登録申込みは「自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター」が受付します。

事業者登録申込書は「事業者情報登録センター」で入手可能です。詳しくは、下記にお問い合わせください。

（事業者登録申し込み書類郵送先・お問い合わせ先）

〒804-8799 福岡県北九州市戸畑区戸畑郵便局留

自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター

TEL 050-3786-8822

## 7 変更届出について

登録申請書に記載した事項に変更があったときは、「変更届出書」と変更事項ごとに必要な添付書類（別添2の「変更届に必要な提出書類一覧」参照）を変更があった日から30日以内に提出してください（郵送でも結構です）。

なお、止むを得ない事情等により30日を超え提出する場合、別途他の書類を求めることがあります。

手続き後、変更登録通知書を交付します。郵送等による交付を希望される場合は、切手を貼った封筒を用意していただければ、審査完了後、郵便にて交付します。届出提出の際にその旨をお伝えください。

## 8 廃業等の届出について

市内で行っているフロン回収業を完全に廃止するときは、「廃止届出書」と登録証（原本）

を30日以内に提出してください。届出は、以下の表の左欄に定める事項があった場合、右欄に定める者が届け出ることとなっています。

なお、事業場を一部廃止する場合は変更届となります。

申請者（個人）が死亡した場合	相続人
法人が合併により消滅した場合	合併前の法人の代表者
法人が破産により解散した場合	破産管財人
法人が合併、破産以外で解散した場合	清算人
フロン回収業を廃止した場合	フロン回収業者であった個人 又は法人の代表者

## 9 関連情報の入手について

自動車リサイクル法に関する関連情報は以下のサイトで入手することができます。

- ・ 環境省  
<http://www.env.go.jp/recycle/car/index.html>
- ・ 経済産業省  
[http://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/mono/automobile/automobile\\_recycle/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/automobile/automobile_recycle/index.html)
- ・ 公益財団法人 自動車リサイクル促進センター  
<http://www.jarc.or.jp/>
- ・ 自動車リサイクルシステム  
<http://www.jars.gr.jp/>

(別添1)

フロン類回収業者登録申請書に添付する書類		法人	個人
誓約書(欠格要件に該当しないものであることを誓約する書面)		○	○
(申請者が個人の場合)住民票の写し ※住民票の写しは本籍の記載のあるもの(外国人の場合、国籍等の記載のあるもの)	3か月以内に発行されたもの	-	○
(申請者が個人で未成年者の場合) 法定代理人が個人の場合、住民票の写し 法定代理人が法人の場合は法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※住民票の写しは本籍の記載のあるもの(外国人の場合、国籍等の記載のあるもの)		△	△
(申請者が法人の場合)法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)		○	-
フロン類回収設備の所有権(又は使用权)を有することを証する書類 (購入契約書、納品書、領収書、販売証明書、借用契約書、共同使用規定書等の写し)		○	○
フロン類回収設備の種類(CFC,HFC,CFC/HFC兼)及び能力(g/分)を説明する書類 (取り扱い説明書、仕様書、カタログ等の写し)		○	○
事業所周辺の地図		○	○
(更新申請の場合)現在の登録通知書		○	○

○:必要 △該当する場合必要 -該当なし

(別添 2)

## フロン回収業変更届出に添付する書類

フロン回収業者が個人で、氏名又は住所が変更になった場合		法人	個人
変更届出書(様式第四)	-	○	
現在の登録通知書	-	○	
誓約書	-	○	
住民票の写し(本籍の記載のあるもの、3か月以内のもの)	-	○	
フロン回収業に係る事業所の名称又は所在地が変更になった場合		法人	個人
変更届出書(様式第四)	○	○	
現在の登録通知書	○	○	
事業所周辺の地図	○	○	
フロン回収業者が法人で、名称、所在地、代表者又は役員が変更になった場合		法人	個人
変更届出書(様式第四)	○	-	
現在の登録通知書	○	-	
誓約書	○	-	
法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書、3か月以内のもの)	○	-	
引取業者が未成年者で、その法定代理人の氏名又は住所が変更になった場合		法人	個人
変更届出書(様式第四)	-	○	
現在の登録通知書	-	○	
誓約書	-	○	
法定代理人の住民票の写し(本籍の記載のあるもの、3か月以内のもの)	-	○	
回収しようとするフロン類の種類又はフロン類の回収用に供する設備(以下「フロン類回収設備」)の種類、能力及び台数が変更になった場合(※)		法人	個人
変更届出書(様式第四)	○	○	
現在の登録通知書	○	○	
誓約書	○	○	
フロン類回収設備の所有権(又は使用権原)を証する書類	○	○	
フロン類回収設備の種類及び能力を説明する書類	○	○	

※フロン類回収設備の能力又は台数を変更した場合であっても、回収しようとするフロン類の種類に変更がない物は届出対象外となります